

令和6年度ちば起業家応援事業
「第10回ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション」
(CHIBA ビジコン 2024) 応募要項

ちば起業家応援事業実行委員会

ちば起業家応援事業における「第10回ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション (CHIBA ビジコン 2024)」については、この要項で定めるものとします。

なお、ちば起業家応援事業は千葉県が主催し、ちば起業家応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が企画・運営します。

1 事業目的

～あなたのビジネスプランで千葉県活性化！～

千葉県では、県内のニーズに対応した新たな発想・手法による千葉発の起業を応援するため、ビジネスプラン・コンペティションを実施します。

県内での起業を前提とした内容で、千葉県の活性化や課題解決につながるビジネスプランを広く募集し、優秀なビジネスプランを表彰・支援することで、起業家の育成・支援を目指すものです。

自身の体験や考えに基づいた独創的なビジネスプランをお持ちの方は、是非、積極的に御応募ください。

※応募いただくビジネスプランは、第三者の知的財産権（特許権・著作権・意匠権等）を侵害していないものに限りです。

2 第10回ちば起業家ビジネスプラン・コンペティションの概要

(1) 表彰

①千葉県知事賞

千葉県の活性化や課題解決につながるビジネスプランから、ちば起業家大賞1者・ちば起業家優秀賞2者を選出します。

ア ちば起業家大賞 (1者)

独創的で成長性や収益性が見込める極めて優秀なプラン

イ ちば起業家優秀賞 (2者)

独創的で成長性や収益性が見込める優秀なプラン

②ちばビジコンサポーター賞

ちばの起業家を応援する協賛企業・団体が、独自の基準により、優れたビジネスプランを選出します。（※令和5年度は、協賛企業・団体27者から12者に対しサポーター賞が授与されました。）

(2) 応募資格

以下の要件を全て満たす者が応募可能です。なお、複数で構成するグループでの共同提案による応募も可能とします。

- ①千葉県の活性化ないし課題解決につながる新規性・創造性のあるビジネスプランを持つ者であること。（年齢や性別・国籍等は問いません）
- ②ビジネスプランの事業ステージが、計画段階から事業開始段階（※売上・利益が充分でないもの）である者。
- ③千葉県内に事業拠点がある、もしくは将来千葉県内に事業拠点を置く予定の者であること。（法人設立の有無は問いません）
- ④応募締切時点で、創業前ないし創業後5年未満の者であること。

※ただし、個人事業主が法人化した場合、同一事業を継続して実施していると認められる場合は、個人事業主の事業実績を通算します。

※第二創業（既存企業を承継した新しい経営者が、承継後に新分野に進出すること）の場合は、事業承継後5年未満とします。

- ⑤千葉市内で開催する二次審査（令和6年11月18日予定）、最終審査及び表彰式（令和7年1月20日予定）に参加可能であること。
- ⑥審査通過者に提供される各種支援を受ける意向のある者。
- ⑦その他、以下要件を満たす者
 - ・応募者が、千葉県暴力団排除条例に基づく排除対象に該当しないこと。また、反社会的勢力からの出資などの資金適用を受けるなど関係していないこと。
 - ・風俗営業などの規制及び業務の適切化などに関する法律に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。
 - ・応募者が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

(3) 応募方法

①提出書類

第10回ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション応募用紙

②応募方法

ホームページ上のフォームでの応募とします。

<https://i-hivechiba.com/compe>

③応募期間

令和6年7月31日（水）～9月30日（月）

3 審査方法

(1) 千葉県知事賞（ちば起業家大賞・ちば起業家優秀賞）

①一次審査（書類選考：10月中旬予定）

・通過者

15者程度

・審査者

県担当者及び実行委員会

・審査方法

提出されたビジネスプランについて、「社会性（地域活性化・課題解決力）」
「新規性・創造性」「成長性」「実現可能性・収益性」の観点から評価しま
す。

②二次審査（プレゼン審査：11月18日予定）

・通過者

5者

・審査者

県・支援機関・金融機関・企業経営者等で構成する審査会委員

・審査方法

千葉市内で開催する審査会において、プレゼンテーション及び質疑を行い、
審査会委員が「社会性（千葉県の活性化・課題解決力）」「新規性・創造性」
「成長性」「実現可能性・収益性」の観点から評価します。

③最終審査（プレゼン審査：1月20日予定）

・審査者

県・支援機関・金融機関・企業経営者等で構成する審査会委員 及び 当日
の来場者

・審査方法

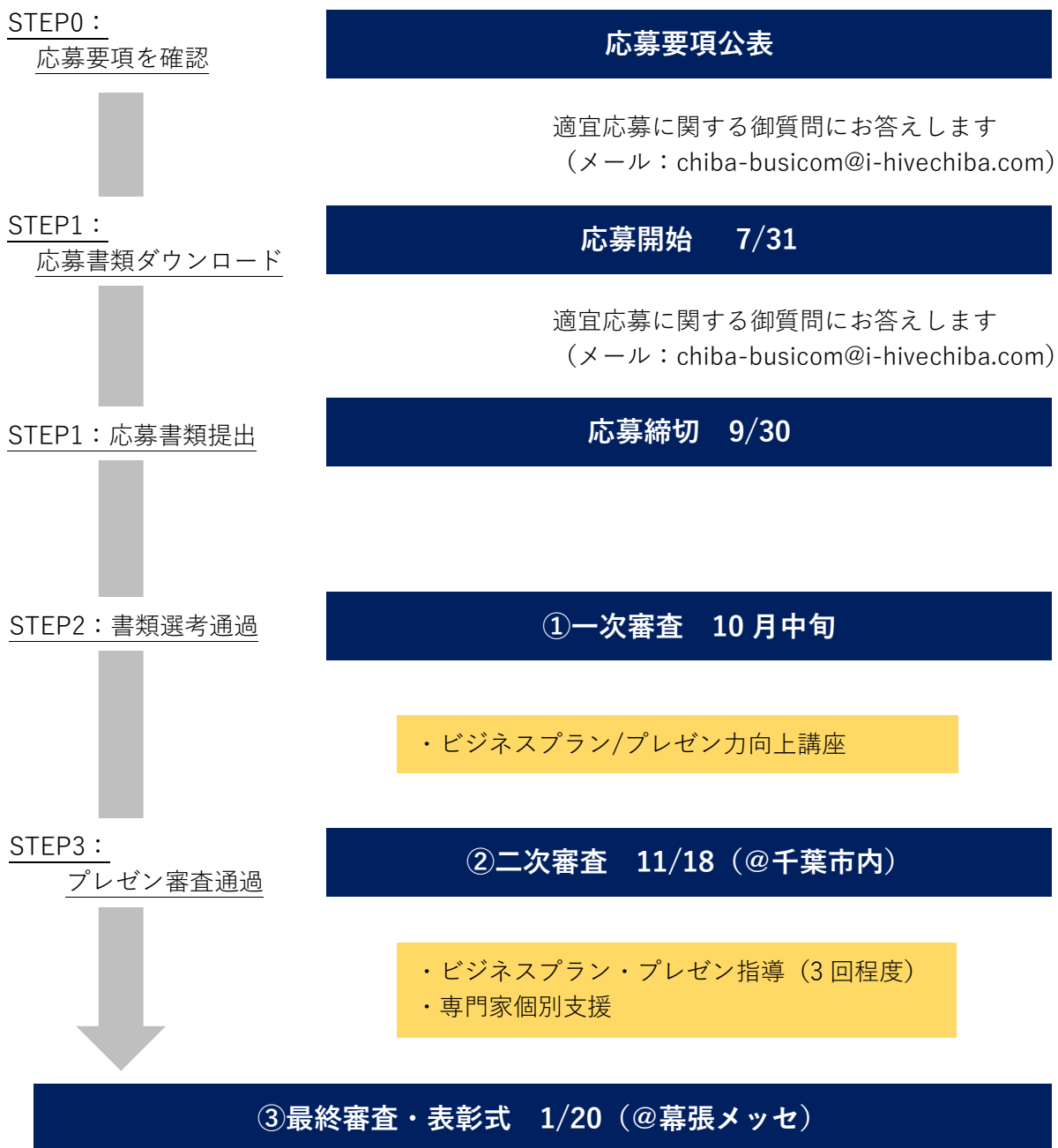
令和7年1月20日に幕張メッセにて開催予定の「起業家大交流会」におい

て、公開プレゼンテーションを行い、審査会委員及び来場者（オーディエンス）の投票により受賞者を決定します。

（２）ちばビジコンサポーター賞

協賛企業・団体が、独自の選定基準を設定した上で、（１）千葉県知事賞の一次審査通過者を対象に選考を行います。

[審査スケジュール]



4 表彰・受賞特典

(1) 千葉県知事賞関連（ちば起業家大賞・ちば起業家優秀賞）

①一次審査通過者（15名程度）

○ビジネスプラン成熟度向上支援

- ・二次審査に向けた「ビジネスプラン/プレゼン力向上講座」（1回）
- ・ビジネスプランの事業化、収益化、資金調達等に軸を置いた「専門家個別支援」（1回）

②二次審査通過者（5名）

○ちば起業家大交流会（1月20日開催予定）での公開プレゼンテーション出場



※写真は令和5年度の様子

○ビジネスプラン・プレゼン指導

最終審査に向けたビジネスプランの収益化・事業化の視点も重視した「ビジネスプラン・プレゼン指導」（3回程度）

③千葉県知事賞受賞者（3名）

○ちば起業家大交流会での表彰



※写真は令和5年度の様子

○先輩起業家によるメンタリング

先輩企業経営者が、体験談をもとに企業経営者としての気づきやアドバイスを行うメンタリング講座を提供（1回）

○ちば創業応援助成金における優遇措置

千葉県が（公財）千葉県産業振興センターを通じて実施する「ちば創業応援助成金（1事業者当たりの交付上限額：100万円）」について、以下の優遇措置を提供します。

・ **大賞受賞者** **審査免除**

・ **優秀賞受賞者** **審査における加点措置**

※本優遇措置を受けるにあたっては、助成金の申請要件（創業5年未満、県内での事業活動、同一テーマで他の助成を受けている場合は不可など）を満たすことが前提となります。

※加点措置を受けるにあたっては、上記の要件を満たすほか、申請時点で以下の要件のいずれかに該当する必要があります。該当しない場合、加点措置の対象外となりますので、ご注意ください。

- ・市町村等が実施している特定創業支援事業（創業セミナー等）に参加し、修了証明書の発行を受けている
- ・千葉県内の公的インキュベーション施設（コワーキングスペースを除く）に入居している（該当施設は下記の URL からご確認ください）

なお、本優遇措置は令和7年度に実施する助成金に対するものであり、千葉県の令和7年度予算の成立を前提としています。予算が成立しなかった場合等、助成事業を実施しないこともあります。また、申請要件等も変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

（参考）

- ・令和6年度助成金概要（募集は終了しています）

https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?co=new&frmId=3636

- ・本助成金についてのお問い合わせ先

（公財）千葉県産業振興センター 043-299-1078

○（公財）千葉県産業振興センターによる専門家派遣支援の提供

千葉県産業振興センターのプロジェクトマネージャーが事業展開にあたっての課題や支援希望内容を伺った上で、適切なセンター登録の専門家を紹介。専門的知識や経験を有する専門家が伺い、起業家が抱える課題の解決を伴走型で支援します（5回まで無料）。

※現に千葉県内に事業所がある（創業前の場合は千葉県内に事業拠点を設ける予定である）ことが要件となります。

（参考）

・ 専門家派遣についてのお問い合わせ先

（公財）千葉県産業振興センター 043-299-2907

（2）ちばビジコンサポーター賞

ちば起業家大交流会での表彰に加え、副賞として協賛企業から起業に役立つ特典が提供されます。

（令和5年度副賞の一例）

- ・ 協賛企業のリソースを活用した事業PR（放送・紙媒体・ホームページ等）
- ・ 協賛企業のコワーキングスペース等の1年分利用権
- ・ 協賛企業が主催する有料セミナーの無料招待
- ・ 協賛企業や専門家等による経営支援の提供
- ・ WEB販促等に係るコンサルティング1ヶ月利用権

5 留意事項

（1）応募について

①応募用紙は審査終了後返却しませんので、御了承下さい。

②提出書類の受領後、受付した旨のお知らせを2営業日以内に行っています。

提出書類送信後2営業日を過ぎても受付のお知らせのメールが届かない場合は、応募書類が受信できていない可能性がありますので、必ず実行委員会までご連絡ください。

（2）応募内容の取扱について

①当該コンペティションにおいて、応募者が作成した文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、その他一切の成果物（以下、「成果物等」という。）に関する知的財産権その他一切の権利は、作成した応募者に帰属します。

②最終審査は、公開の場でのプレゼンテーションとなります。

マスコミや県の広報の取材等の可能性があります。特別なノウハウや公開できない内容等が含まれる場合は、応募者自身で発表内容をよく御確認いただいた

上で応募願います。

- ③応募者が当該コンペで明らかにしたビジネスプランは、主催者等が特に定める場合を除き、原則として公知の事実となることを御了承ください。
- ④当該コンペティションは、各種メディアの取材及び主催者・実行委員会による情報発信を予定しています。主催者・実行委員会は、千葉県知事賞・サポーター賞の受賞者のビジネスプランを任意の媒体において公開・利用することがあります。
- ⑤応募者は、成果物等及びアイデア等の取扱いを十分に理解したうえで、公開されないことを望む著作物、発明、考案、アイデア等、及び秘匿しておきたい秘密情報を当該コンペにおいて開示しないよう御留意ください。
- ⑥応募資格に対する虚偽の事実や応募要項に対する違反があった場合には、失格や受賞取消しとする場合があります。

(3) 二次審査及び最終審査のプレゼンテーション発表者について

応募者本人（共同提案の場合は構成メンバーを含む）に限ります。

(4) 諸費用の負担について

二次審査や最終審査参加、各種支援受講に要する諸費用（プレゼン資料作成や各会場までの交通費など）については、応募者各自の負担となります。

(5) 応募者情報等の取扱について

応募者は、当該コンペの応募にあたって、主催者等に提供した応募者の個人情報及び所属する法人情報等が、以下の目的のために使用されることに同意するものとします。

- ①当該コンペの受付、運営及び開催に係る情報発信その他関連する事項のため。
- ②主催者等からの各種連絡、案内情報の提供やアンケート送付のため。

(6) 審査の開示について

審査に関することは公表しておりません。審査に関する個別の問合せには応じられませんので、ご了承下さい。